

メタバース婚活イベント「めたコン」企画運営業務に係る

質問及び回答

【質問1】

開催日時について、時間・空間を問わないメタバース婚活のメリットを考えると、必ずしも土日祝に限らなくても参加者が集まる可能性があると考えられますが再考の余地はあるでしょうか。

【回答】

- ・ 他のイベント同様、参加者が多く集まると想定される土日・祝日を基本として実施日を設定してください。

【質問2】

参加申込に使用するセンターの「イベントシステム」には、電子決済機能は備わっていますでしょうか。

【回答】

- ・ イベントシステムには電子決済機能は備わっていないので、参加費徴収のための電子決済スキームについては、受託者において用意していただく必要があります。なお、掲載するイベントごとにページを作成することができるため、電子決済用のURLやQRコード等を掲載し、電子決済用のページに誘導することは可能です。

【質問3】

参加申込に使用するセンターの「イベントシステム」には、本人確認の登録機能が備わっていますでしょうか。

【回答】

- ・ イベントシステムに、本人確認の登録機能は備わっていません。参加者には、氏名、住所、生年月日等の個人情報を事前に登録してもらい、登録した会員情報と参加者の情報が一致しているかについては、イベント当日に運転免許証等の本人確認書類の提示により、確認を行うことを想定しています。

【質問4】

参加対象者について、やまぐち結婚応援センターのイベント会員のうち、山口県外在住者も対象になるでしょうか。

【回答】

- ・ 山口県外在住者も参加対象になりますが、応募者が多数の場合は、県内在住者を優先させていただく予定です。

【質問5】

領収書に代わるものとして、支払い済みであることが確認できる内容で問題ないか。参加者が経費処理や確定申告等に使用できる公的書面である必要があるでしょうか。

【回答】

- ・ 支払い済みであることが証明できるものであれば、公的書面でなくても構いませんが、領収書に代わる証明となっているか、発行内容について事前にお示しいただきますようお願いします。

【質問6】

レクリエーション等の景品について、「酒類や金券以外のもの」と記載があるが、旅行券や県内のデートスポットとなる観光地の入場券などは可能でしょうか。

【回答】

- ・ 旅行券は、換金性の高いものである等の理由から金券に当たるとみなし、景品として不可とします。観光施設などの入場券は、景品としての選定理由等が明確であれば可能とします。

【質問7】

やまぐち結婚応援センター「出逢いませ山口」のイベントシステムよりお申込みいただいた後、受託者が用意するマッチングシステムへ遷移し、参加登録および参加費の決済を行っていただく二段階のフローを想定している。

参加申込手続きはセンターのイベントシステムを利用する旨の記載があるが、上記のような運用（センターでの申込受付後、外部システムへの申込み促しを行い本登録・決済）とすることは可能か。

【回答】

- ・ お示しの運用で差支えありませんが、企画提案において、具体的なフローや決裁方法についてお示しいただきますようお願いいたします。